

受益者のみなさま

平成 29 年 7 月 18 日

三菱UFJ国際投信株式会社

**「三菱UFJ/AMP オーストラリアREITファンド<Wプレミアム/為替ヘッジなし>  
(毎月決算型)(愛称:コアランド)」約款変更のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJ/AMP オーストラリアREITファンド<Wプレミアム/為替ヘッジなし>(毎月決算型)(愛称:コアランド)」につきまして、下記の約款変更を行いましたのでお知らせ申し上げます。

本件変更についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願ひ申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

- ①三菱UFJ/AMP オーストラリアREITファンド<Wプレミアム>(毎月決算型)(愛称:コアランド)
- ②三菱UFJ/AMP オーストラリアREITファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)(愛称:コアランド)

2. 変更日

平成 29 年 7 月 18 日

3. 変更内容(詳細につきましては、別紙「約款変更(新旧対照表)」をご参照ください。)

変更項目	変更後	変更前
1 購入価額	購入申込受付日の <u>翌営業日</u> の基準価額	購入申込受付日の <u>翌々営業日</u> の基準価額
2 換金価額	換金申込受付日の <u>翌営業日</u> の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額	換金申込受付日の <u>翌々営業日</u> の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
3 換金代金の支払開始日	<u>6営業日目</u>	<u>7営業日目</u>

4. 変更理由

申込(購入、換金)にかかる基準価額の適用日を上記の通り短縮することで、投資判断により即した取引を可能とするためです。また基準価額の適用日の変更に伴い換金代金の支払開始日も上記の通り短縮します。

以上

- ・ **本お知らせに関するお問い合わせ**  
**三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034**  
**【受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】**
- ・ **受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ**  
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

## 約款変更（新旧対照表）

三菱UF J／AMP オーストラリアREITファンド<Wプレミアム／為替ヘッジなし>  
 (毎月決算型) (愛称：コアランド)

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の<u>翌営業日</u>の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の<u>翌々営業日</u>の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>6</u>営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>7</u>営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の<u>翌営業日</u>の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。</p> <p>④～⑨ (略)</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の<u>翌々営業日</u>の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。</p> <p>④～⑨ (略)</p>

以上